令和４年度

原城跡史料高精細デジタル化等業務委託

公募型プロポーザル説明書

令和４年７月

南島原市教育委員会世界遺産推進室

「令和4年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託」に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）については、本プロポーザル説明書のとおりとする。

目　　　　次

Ⅰ　プロポーザル実施要領

Ⅱ　プロポーザル参加表明書作成要領

Ⅲ　企画提案書等作成要領

Ⅳ　審査基準

Ⅴ　様式

別紙１　業務仕様書

Ⅰ　プロポーザル実施要領

１．業務の名称

　令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託

２．趣旨

　この要項は、原城跡の価値をより広く、多くの人が学べる展示として活用することを目的として、また、原城跡の出土遺物やコレクションなどの多くの資料を効率的に管理・活用することを目的として実施する「令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託」について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

３．業務概要

（１）業 務 名　　令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託

（２）事業内容　　別紙「令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託仕様書」のとおり

（３）履行期間　　契約締結日～令和５年３月２４日（金）

（４）契約保証金　南島原市契約規則に基づく

（５）提案上限額　４，６１０，１００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

４ 参加資格

日本国内に事業所を有し、次の項目に該当しないこと

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの

イ　南島原市から指名停止を受けている、又は受けることがあきらかであるもの

ウ　商法（明治32年法律第48号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告、破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされているもの（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）

エ　最近１年間の都道府県民税、市区町村民税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの

オ　提案書の提出期限の日までの６ヵ月間において、手形交換所で不渡手形若しくは、不渡り手形を出した事実、又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実があるもの

カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

※なお、応募後、契約締結日までの間に、これらのいずれかに該当することとなった場合、応募は取り消される。

５．スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。

なお、未だに新型コロナウイルス感染症の状況が不透明であることから、本プロポーザルでは提案者を集めてのプレゼンテーションは行わないこととし、企画提案書及び見積書により最優秀提案者を選定することとしている。

ただし、「企画提案書」並びに「見積書」などの内容に疑義が生じる場合には、提案者に対して文書で回答を求める場合もあるという点に留意すること。

《プロポーザル等実施スケジュール》

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 日　程（期限等） |
| (1)プロポーザルの公募開始 | 令和４年７月２０日（水） |
| (2)「参加表明書」、「質問票」提出期限 | 令和４年７月２９日（金）午後５時まで |
| (3)質問票への回答 | 令和４年８月　２日（火）午後５時まで |
| (4)「企画提案書」等提出期限 | 令和４年８月１５日（月）午後５時まで |
| (5)プロポーザル審査委員会 | 令和４年８月下旬頃※ |
| (6)審査結果(採否)通知 | 令和４年８月下旬頃※ |
| 交渉期間（最優秀提案者） |
| (7)契約締結日 | 令和４年９月上旬頃（予定） |

　　※プロポーザル審査委員会以降の日程は、社会情勢等により変更となる場合がある。

６．参加表明書

　「Ⅱ　プロポーザル参加表明書作成要領」に記載のとおり

７．企画提案書

　「Ⅲ　企画提案書等作成要領」に記載のとおり

８．質問等

（１）質問手続き

①　提出方法　　質問票（様式３）をPDFファイルにより電子メールで送付。

　　　　　　　　※必ず到達確認を行うこと。

②　提出先　　　南島原市教育委員会世界遺産推進室代表メールアドレス

sekaiisan＠city.minamishimabara.lg.jp

　　③　提出期間　　令和４年７月２０日（水）から７月２９日（金）午後５時まで

　　④　回答　　　　令和４年８月２日（火）午後５時までに参加表明書を提出した全社に対し電子メールで質問内容と回答を送付する。

⑤　留意事項　　・電話・口頭による質問、提出期間を過ぎての質問には回答しない。

・下記の趣旨の質問には回答を行わない。

（ア）　「実施要領」の明らかな誤読

（イ）　「実施要領」に対する個人的な意見

（ウ）　提案しようとする内容についての是非を問うもの

（エ）　質問者が自ら判断又は調査するべきもの

（オ）　事業と直接関係のない質問

９．審査

（１）プロポーザル審査委員会の名称

　　　南島原市フィールドミュージアム関連事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）

（２）審査方法

　　　「Ⅳ　審査基準」に基づき、審査委員会が各提案書等を評価し、最も優れた提案を行ったものを最優秀提案者に選定する。

（３）失格について

　　　次のいずれかに該当する場合は失格とする。

また、最優秀提案者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合または該当していることが判明した場合は、最優秀提案者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

①　見積書の金額が提案上限金額を上回る場合

②　提出期限までに書類が提出されない場合

③　提出書類に不備がある場合(軽微な場合を除く)

④　提出書類に虚偽の記載があった場合

⑤　著しく信義に反する行為があった場合

⑥　契約を履行することが困難と認められる場合

⑦　企画提案書の記載内容が法令及び公序良俗に違反するなど不適当な場合

⑧　本事業について２以上の企画提案をした場合

⑨　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

10．業務委託料

　　業務委託の事業規模は、４，６１０，１００円（消費税及び地方消費税を含む。）以下とし、契約金額は、最優秀提案者から別途見積を徴収し決定する。

11．その他

（１）書類作成や提出に係る費用など、本プロポーザルに要する経費は、提案者の負担とする。

（２）緊急やむを得ない理由等により、実施することができないと認める場合には、本公募型プロポーザルを停止、中止または取り消すことがある。その際、本公募型プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。

（３）企画提案書を含む提出書類は原則として返却しない。提出書類は、本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本プロポーザルにおける審査以外では使用しない。

（４）提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲内で複製する場合がある。

（５）企画提案書の作成等のため本市から受領した資料は、本市の承諾なく公表及び使用してはならない。

（６）企画提案書で表明された内容が基本的な契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案することがないこと。なお、契約後、企画提案書で表明された内容の調整を行う場合がある。最優秀提案者に決定された後でも、業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。

それに伴う提案事業者が被る損害について本市は一切賠償しない。

　（７）提案上限額は、見積時の予定価格を示すものではない。

12.問合先・提出先

〒859-2412　南島原市南有馬町乙1023番地

南島原市教育委員会世界遺産推進室世界遺産推進班

TEL：0957-73-6706　FAX：0957-85-2767

e-mail：sekaiisan＠city.minamishimabara.lg.jp

Ⅱ　プロポーザル参加表明書作成要領

１．参加表明を行う者は、プロポーザル参加表明書（様式１）と会社概要書（様式２）を提出すること。

　　また、令和４年度南島原市入札参加資格を有していない者については、「登記簿謄本（写し可）」、「税の未納がないことを証明する書面」についても合わせて提出すること。

２．参加表明書の提出方法、提出先及び提出期間

(１) 提出書類

①　参加表明書（様式１）

②　会社概要書（様式２）

③　登記簿謄本（写し可）

④　国・都道府県・市区町村税の未納がないことを証明する書面（滞納がない旨の証明書または納税証明書。写し可。ただし、提出日から１か月以内に発行されたものに限る。）

（２）提出方法　　郵送とする。なお、必ず到着確認をおこなうこと。

（３）提出先　　　『Ⅰ　プロポーザル実施要領』の「12.問合先・提出先」とする。

（４）提出部数　　１部

（５）提出期限　　令和４年７月２９日（金）午後５時まで（必着）

（６）その他　　　参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式４）を提出すること。

Ⅲ　企画提案書等作成要領

１．企画提案書は別添の様式（５～７）及び任意様式により作成すること。

２．企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限

（１）提出方法　　郵送とする。なお、必ず到着確認をおこなうこと。

（２）提出先　　　『Ⅰ　プロポーザル実施要領』の「12.問合先・提出先」とする。

（３）提出部数　　「５．提案書等の作成」による。

（４）提出期限　　令和４年８月１５日（月）午後５時まで（必着）

３．提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは、委託業務の実施方法や考え方、アイデア、事例や手法について提案を求めるものであり、当該業務に係る最終的な成果品等の作成を求めるものではない。また、提案した内容が最終的な成果品の品質等を決定するものではない。

具体的な業務の作業内容や実施方法、最終成果品の品質などについては、提案書に記載された内容を反映しつつ、市が提供する資料などに基づいて、市と受託者が協議の上、契約までの間に決定する。

４．本プロポーザルのポイント等

本業務委託は、島原・天草一揆に関連する絵図等の史料について、過去に全国的に絵図資料調査を実施した博物館や資料館、大学等の協力を得ながら史料の高精細デジタル化を行い、本市において概要の解説を作成し、タイトルと合わせて多言語化し、また、これまでの発掘調査により出土した遺物等についても、名称、解説の多言語化を行ったうえでデータベースに蓄積していく業務委託となる。

本企画提案に関して、高精細デジタル化については、将来的なガイダンス施設における展示を見据えて、どのような機材を用いて、どのような方法で撮影等を行い、どのようなレベルで高精細化を行うべきかなどを提案するための高い技術や知識を有しているか、その上で経済性が高い提案ができるかという点をポイントとしている。

多言語化については、経済性がポイントとなる。

データベース構築に関しては、独自のシステムを構築することを否定はしないが経済性も重要なポイントとなるため、現時点で独自のシステム構築は想定していない。既成のシステムを活用する場合には、高精細デジタルデータ、出土遺物、その他のコレクションなどについて、一元的に管理できることは必須であるが、他にも幅広く活用できるものであるか、セキュリティは担保できるか、データ破損などの対応はどうか、取り扱いの容易さはどうかなども重要となり、その上でランニングコストも含めて経済性が高い提案ができるかという点もポイントとなる。

５．提案書等の作成

　（１）提案書様式等について

　　　①企画提案書の構成（必要書類）

　　　（ａ）企画提案書

　　　　（ア）様式５　「企画提案書表紙」

　　　　（イ）様式６　「業務実施体制」

　　　　（ウ）様式７　「類似業務実績」及び添付資料（契約書等の写し）

　　　　（エ）企画提案書（様式任意）

　　　　（オ）参考資料

　　　（ｂ）見積書

　　　　（ア）見積書（任意様式）

②提出部数

　　　（ａ）企画提案書

　　　　　　「①－（ａ）－（ア）～（エ）」を一体として　９部（原本１部、副本８部）

　　　（ｂ）見積書　　１部

　　　③留意事項等

・必ずＡ４版で作成すること。

・フォントサイズは最低11ポイントとすること。

・ページ数の制限は行わない。

・企画提案は１社につき１つとし、実現可能なものであること。

・提出期限後の企画提案書の差し替えは認めない（本市が補正等を求める場合を除く）。

・仕様書に掲げている業務概要等を理解したうえで提案すること。

・企画提案書の内容は、下記「企画提案書の記載要領」に基づき記載すること。

（２）企画提案書の記載要領

・審査項目は①～③となるため、それぞれがわかるように提案すること。

　　　・提案に当たっては、具体的な事例などを示した方がわかりやすい項目もあることに留意すること。

・専門用語を使いすぎず、誰もが理解できるような提案に努めること。

　　　・仕様書にある「多言語化」に関しては特に提案を求めないが、特記事項などがある場合には起債しておくこと。

　　　①業務実施体制及び類似業務実績

　　　（ａ）業務実施体制は、様式６を十分に確認の上、真に本業務に従事する体制を記載。また、協力会社などがある場合には、合わせて記載。

　　　（ｂ）類似業務実績は、様式７の備考を十分に確認の上記載し、類似業務実績に係る添付資料は様式７の次ページ以降に添付。

②史料高精細デジタル化に関する提案

（ａ）高精細デジタル化の実施内容

・高精細デジタル化を進めるにあたり、どのような作業内容、工程で、最終的な成果品の品質はどのようなものを想定しているかなどについて記載。

・仕様書等に記載のないような項目でも本業務に必要な項目等がある場合には、その旨が分かるように記載すること。

（ｂ）将来的な活用の考え方

・高精細デジタル化したデータは、将来的な展示を見据えてどのような加工を行うことができ、どのような展示手法の実現が可能であるかなどについて記載。

③デジタルアーカイブ構築に関する提案

（ａ）想定するシステム構築内容

・独自に構築する場合、既製品などを活用する場合、いずれの場合でも、そのシステムがどのようなもので、どのような用途があるか、データの保存方法、セキュリティなど、本業務で必要とされると考えられる内容について記載。

・システム構築にあたり機器等の購入が必要な場合には明記し、提案金額に含めておくこと。

（ｂ）ランニングコスト

・システムの維持経費や更新経費など、本年度業務以外の次年度以降10年間で要する経費について記載。

（３）見積書の記載要領

・見積書は内訳書（人件費、事業費、再委託費などの業務費と諸経費などの管理経費）も合わせて作成すること。

・値引き額の記載はしないこと。

・見積年月日、会社名、代表者名、事業者の所在地（住所）を記載のうえ、社印、代表者印を押印すること。

・宛名は「南島原市長」とすること。

・業務名称は「令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託」とすること。

・見積書には、積算の内訳（根拠）が判別できるように詳細に記載すること。

・見積書の提案上限金額は４，６１０，１００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とし、上限金額を超える提案があった場合は失格とする。

Ⅳ　審査基準

１．総則

　本審査基準は、市が発注する令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託（以下、「業務」という。）の受託者を決定するにあたって、プロポーザル参加者（以下、「参加者」という。）の提案を客観的かつ公正に評価し、最も優れた提案を行ったものを選定するための方法や評価項目を示すものである。

２．審査委員会の設置

　市は、最も優れた提案を行った者を選定するにあたり、南島原市フィールドミュージアム関連事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会は、提案書の内容について、参加者に文書等により質問する場合がある。

３．審査

　（１）審査委員は、「４．審査基準」に基づき提案書ごとに評点をつける。

（２）審査委員各人の持ち点は均一で、各参加者に対しての委員一人当たりの審査点数は、100点満点とし、審査終了後、各委員の審査点数の合計を集計して、その合計点により順位を決定する。

　（３）審査委員会は、すべての審査委員の評点の合計得点が最も高い者を、最優秀提案者として選定する。ただし、最も高い評点を獲得した場合であっても、全審査委員の平均得点が60点に満たない場合は要求水準を満たしていないとみなし選定しない。なお、参加者が１者のみの場合でも、要求水準を満たしている場合には最優秀提案者に選定する。

　（４）最も高い評点を獲得したものが２者以上いる場合、審査委員会は、協議の上、最も優れた提案を行った１者を最優秀提案者に選定する。

　（５）審査結果は採否に関わらず、速やかに文書で通知する。

（６）なお、審査過程において疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案事業者に確認を行う。

（７）選定委員会は非公開とし、審査内容及び審査結果についての異議は一切受け付けない。また、選定の経緯は公表しない。

４．審査基準

　（１）評点は次のとおりとする。なお、提案漏れの項目の評点は０点とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 評価 | 評点 |
| Ａ　大変優れている | 項目の配点×１．０ |
| Ｂ　優れている | 項目の配点×０．８ |
| Ｃ　普通 | 項目の配点×０．６ |
| Ｄ　やや劣っている | 項目の配点×０．４ |
| Ｅ　劣っている | 項目の配点×０．２ |

（２）審査項目及び配点は次のとおりとする。（１００点満点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 評価の視点 | 主な指標 | 配点 |
| 体制・実績 | 業務実施体制 | 本業務を実施するだけの十分かつ万全な体制が確保されているか | ５ |
| 類似業務実績 | 本業務を確実に遂行できる業務実績を有しているか | ５ |
| 企画提案内容 | 業務の理解度 | 提案内容は、業務の趣旨を十分に理解したものとなっているか。 | １５ |
| 高精細デジタル化 | 業務の実施内容は、効率的で実現可能な提案であり、提案された成果品のスペックは、必要な水準を満たすものであるか | １５ |
| 将来的な展示を検討するにあたり、活用面での知識や技術が認められる提案であるか | ５ |
| デジタルアーカイブ構築 | 提案されたシステム構築内容は、管理、活用、安全性などの面で優れた提案であるか | １５ |
| デジタルアーカイブシステムのランニングコストは適切なものであるか | ５ |
| 事業の実現性 | 提案全体として実現性の高い提案であるか | １０ |
| 経済性 | 見積金額の妥当性や事業全体の経済性 | 見積書の内訳は明確かつ適切な積算がなされているか。また、提案全体でみた場合、優れた経済性を有する提案であるか | ２５ |
| 合計 | １００ |

**５．契約の締結**

（１）契約者の決定

①最優秀提案者となった業者は、契約に向けて市と提案内容等の交渉を行う。

②最優秀提案者と契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し契約締結を行うものとする。その場合、当該事業者は市が別途指定する日までに契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、交渉により当初の提案内容から変更が生じる場合は、当該事業者は変更後の企画提案書及び見積書を提出しなければならない。

③最優秀提案者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次点の者が交渉権者となり、交渉が成立した場合は当該事業者を契約者として決定し、契約を締結するものとする。

④当初の最優秀提案者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合において、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び契約不成立により本市に著しい損害が生じた場合には、当該優先交渉権者である事業者に対して、次回以降の本事業への参加資格を付与しない場合がある。

（２）契約金額

契約金額は、提案された見積金額に消費税を加算した金額の範囲内とし、見積書を徴取したうえで決定する。

Ⅴ　様式

　　〇様式１　　プロポーザル参加表明書

　　〇様式２　　会社概要書

　　〇様式３　　質問票

　　〇様式４　　辞退届

　　〇様式５　　企画提案書

　　〇様式６　　業務の実施体制

　　〇様式７　　類似業務実績

　　・別紙１　　業務仕様書

　　※各様式について、フォントや文字サイズ、表の列幅、高さなど、内容を改変しない範囲での変更は認める。

　　※また、各様式に書かれている「備考」、「記載上の注意点」など、審査や確認などに影響がないものについては消去しても構わない。

（様式1）

令和４年　　月　　日

南島原市長　松本　政博　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　商号または名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　印

プロポーザル参加表明書

令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託について、当社は資格要件を満たしているため、公募型プロポーザルへの参加の意思を表明します。

なお、本公募型プロポーザルに係る担当部署等につきましては下記のとおりです。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署 |  |
| 担当者氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ＦＡＸ |  |
| メールアドレス |  |
| 令和４年度南島原市入札参加資格の有無 | 有　　・　　無　　　（いずれかに○）（対象業務：　　　　　　　　　　　　　　　　） |

　　※入札参加資格を有する場合、添付資料（「登記簿謄本（写し可）」、「税等の滞納がないことを証明する書類」）の提出は不要とする。

　　※入札参加資格の有無は、事務局における参加資格審査の簡略化を目的とするもので、本公募型プロポーザルの審査に影響を与えるものではない。

（様式２）

令和　　年　　月　　日

会　社　概　要　書

南島原市長　松本 政博　様

住　　　所

商号または名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託公募型プロポーザルの参加表明にあたり、会社概要を以下のとおりお知らせします。

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 所　在　地 | 〒住所 |
| 代表者職氏名 |  |
| 設立年月日 |  |
| 資　本　金 |  |
| 業　　　績 |  |
| 従業員数 |  |
| 事業内容 |  |
| 組　織　図（本社・本店、支社・支店・営業所等が確認できるもの） |  |

※組織図については、別途任意の組織図を添付可。

（様式３）

令和４年　　月　　日

質　　問　　票

住所

商号または名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　（担当者氏名）

　　　　　　　　　　　　　連絡先　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ

業務名：令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託

|  |
| --- |
| 質　　　問　　　事　　　項 |
|  |

注）１．本様式は、本業務委託公募型プロポーザルに用いるものとする。

　　２．本票は事業担当課（教育委員会世界遺産推進室世界遺産推進班／mail：sekaiisan＠city.minamishimabara.lg.jp）へPDFファイルにより電子メールで送付すること。

　　３．質問票の原本は企画提案書と合わせて教育委員会世界遺産推進室に提出すること。

４．電話・口頭による質問、受付期限を過ぎての質問には回答しない。

　　５．質問回答書は、全社に対し電子メールで質問内容と回答を送付する。

６．下記の趣旨の質問には回答を行わない。

（ア）　「実施要領」の明らかな誤読

（イ）　「実施要領」に対する個人的な意見

（ウ）　提案しようとする内容についての是非を問うもの

（エ）　質問者が自ら判断又は調査するべきもの

（オ）　事業と直接関係のない質問

（様式４）

令和４年　　月　　日

南島原市長　松本　政博　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　商号または名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

辞　退　届

　令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託に参加表明をしましたが、諸般の事情により参加を辞退したいので届け出ます。

（担当者）担当部署

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｅ-mail

（様式５）

企画提案書

業務名：令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託

標記業務について、企画提案書を提出します。

令和　　年　　月　　日

南島原市長　松本　政博　　様

　　　　　　　　　　　　　提案者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号または名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　担当者　　所属

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話

　　　　　　　　　　　　　　　　　　FAX

　　　　　　　　　　　　　　　　　　メール

（様式６）

業務名称：令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託

業務の実施体制

１．責任者及び各担当者等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　務 | 所属、役職、氏名 | 資格 |
| 総括責任者 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| その他（　　　　　　） |  |  |

備考　・想定される業務において各担当者（予定を含む）を記入すること。

・総括責任者及び各担当者は、複数業務の兼務も可能であること。

・資格欄は担当業務に関連する資格を有している場合にのみ記入すること。

・複数ページにわたっても差し支えはない。

・記入欄が不足する場合などにおいては、記載内容に変更が生じない範囲において適宜、表を追加・修正しても差し支えない。（以下の２つの項目も同様）

２．協力事業者について

|  |  |
| --- | --- |
| 協力事業者名称 | 所在地 |
|  |  |
|  |  |

備考　・委託業務の実施にあたり、協力を得ることが可能な関連する企業等がある場合は、その名称及び所在地を記入すること。

３．協力事業者の業務分担

|  |  |
| --- | --- |
| 協力事業者名称 | 担当業務等の内容 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

備考　・「２．協力事業者」の担当する業務内容について記入すること。

（様式７）

業務名称：令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託

類似業務実績

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No. | 業務名 | 業務概要 | 発注者 | 契約金額（円） | 事業期間 |
| １ |  |  |  |  | 　年　　月～　年　　月 |
| ２ |  |  |  |  | 　年　　月～　年　　月 |
| ３ |  |  |  |  | 　年　　月～　年　　月 |
| ４ |  |  |  |  | 　年　　月～　年　　月 |
| ５ |  |  |  |  | 　年　　月～　年　　月 |

備考　・過去５年間に受託した同種業務（画像撮影、デジタル化、デジタルアーカイブ構築（ソフト納入）など）の契約実績を５件以内で最近のものから順に記入すること。

　・発注者欄には、発注者名及び発注者所在地を記入すること。

　　　・様式６において協力事業者がいる場合は、その事業者の実績も記入可とする。

　　　・記入した業務のうち契約金額の大きい上位３件について、実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

別紙１　業務仕様書

令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託仕様書

１　業務名

　　　令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託

２　履行期間

　　　契約の日から令和５年３月２４日

３　業務概要

（１）現況と課題

平成３０年７月に世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である史跡原城跡は、禁教のきっかけとなる出来事である『島原・天草一揆』の舞台である。

本市では、世界遺産の価値をよりリアルに伝えるために南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会を立ち上げ、原城跡に関する歴史資料の収集を進めている。

しかしながら、島原・天草一揆に関連する絵図等の史料は、大名が記したものが全国各地に多数存在しているが、博物館や資料館、大学等がすでに所蔵しており、それらを市が収集することはほぼ不可能で、実際に所持しているものも少ない。

島原・天草一揆の絵図等の史料は、原城跡の価値の理解促進に欠かせないものであり、所蔵元の協力を得ながら公開・活用していく必要がある。

（２）業務概要

島原・天草一揆に関連する絵図等の史料について、過去に全国的に絵図資料調査を実施させていただいた博物館や資料館、大学等の協力を得ながら史料の高精細デジタル化を行い、タイトル、概要の解説を作成し多言語化したうえでデータベースに蓄積していくこととする。

また、これまでの発掘調査により出土した遺物等についても、名称、解説の多言語化を行い、同様にデータベースに蓄積していくこととしている。

これらのデータは、一定の数量が整った後、整備を予定している「原城跡世界遺産センター」、あるいは既存の展示施設である「有馬キリシタン遺産記念館」においてデジタル展示として公開するために活用していくことを想定している。

４　業務内容

（１）史料高精細デジタル化

本業務委託において対象とする絵図の案は次の表に記載の絵図とする。

なお、撮影機材、撮影方法、撮影位置及び設定、縮率、保存用画像データ作成等については、企画提案後に発注者と受託事業者と協議の上決定する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 資料名 | 所蔵先 | 法量 |
| １ | 嶋原陣図屏風「出陣図」 | 朝倉市秋月博物館 | 175.5×387.0 |
| ２ | 嶋原陣図屏風「戦闘図」 | 朝倉市秋月博物館 | 175.5×387.0 |
| ３ | 嶋原御陣図 | 柳川古文書館 | 178.8×204.6 |
| ４ | 切支丹一揆籠原城図  | 個人蔵 | 131.0×113.5 |
| ５ | 肥前国高木郡原城之図 | 個人蔵 | 111.5×158.0 |
| ６ | 肥前島原城攻之図 | 個人蔵 | 171.5×150.2 |
| ７ | 肥前嶋原図 | 個人蔵 | 106.2×116.2 |
| ８ | 原城包囲陣型図 | 個人蔵 | 181.0×190.0 |
| ９ | 惣陣元ノ図 | 南島原市所蔵 | 66.2×89.7 |
| １０ | 肥前國高来郡原城之図 | 南島原市所蔵 | 175.0×197.0 |
| １１ | 肥前國高来郡原城之図 | 南島原市所蔵 | 165.8×192.4 |
| １２ | 肥前国嶋原合戦之図 | 南島原市所蔵 | 114.5×141.5 |
| １３ | 肥前國嶋原古城之図 | 南島原市所蔵 | 46.8×66.8 |
| １４ | 陣地図 | 南島原市所蔵 | 58.2×70.0 |
| １５ | 原之城御陣取 | 南島原市所蔵 | 72.5×72.0 |
| １６ | 原城図 | 南島原市所蔵 | 57.5×40.9 |

　　　※所蔵先との調整の結果、別の資料に変更となる場合がある。

　　　※デジタル化の優先度については表の番号順とする。

　　　※撮影場所についてはNo.1～2は朝倉市秋月博物館内、No.3は柳川古文書館内を想定（調整中）、No.4以下は南島原市内公共施設で行う。

（２）史料及び遺物等の多言語化

以下の点数の多言語化（英語、中国語（繁体、簡体）、韓国語の４言語）を実施する。翻訳する日本語の文字数は合計5,000字とする。

・高精細化デジタルデータ（史料名及び概要解説）　９点

※9点とは限らず、予算内で表に示す16点の撮影が可能であれば協議の上調整を行うものとする。

・出土遺物等（名称及び解説文）　　　　　　　　４１点

　※文字数等については企画提案後に発注者と受託事業者と協議の上調整を行うものとする。

（３）デジタルアーカイブ構築

多言語化した史料、遺物、遺構のデータを保管するためのデジタルアーカイブの構築を行う。

デジタルアーカイブは既成のシステムの活用を想定しており、出土遺物の管理、web上での公開など、幅広い用途に活用できるものとする。ただし、新たにシステムを構築することを否定するものではない。

詳細については、企画提案後に発注者と受託事業者と協議の上決定するものとする。

５　成果品

本業務の成果品は、令和４年度原城跡史料高精細デジタル化等業務委託に係る成果一式、納品数量等は以下のとおりとする。

　　①高精細デジタルデータ（９点分）　　　電子データ　　　　　１式

※納品データ形式等は企画提案書に記載された内容に基づき、発注者と受注者双方で協議の上、契約前に本仕様書を修正するものとする。

　　②多言語データ（５０点分）　　　　　　電子データ　　　　　１式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　紙ベース　　　　　　１部

※納品データ形式等は企画提案書に記載された内容に基づき、発注者と受注者双方で協議の上、契約前に本仕様書を修正するものとする。

③デジタルアーカイブ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１式

※デジタルアーカイブの成果品については、企画提案書に記載された内容に基づき発注者と受注者双方で協議の上、契約前に本仕様書を修正するものとする。

④業務実施報告書等　　　　　　　　　　紙ベース　　　　　　１部

※①～③までの成果品が視覚的に確認できる資料や本業務の過程（協議記録や業務時の写真など）を記録し、一連の業務が仕様書に記載された項目すべてで適正に行われたことが確認できるよう報告書として取りまとめる。

６　成果品等の帰属

　委託業務の実施に伴い作成した資料及び成果品に係る著作権その他一切の権利　　　　は本市に帰属する。

７　その他

この仕様書に定めのない事項、またはこの業務にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者双方で協議するものとする。